USPTO、PTAB での代理人参加資格の見直しに関する規則改正案を公表

2024 年 3 月 1 日 JETRO NY 知的財産部 蛭田、田畑

USPTO は、2月21日付の官報において、特許審判部(PTAB)での審理に参加する代理人の資格に関する規則改正案を公表した¹。

現行のPTAB規則では、事件当事者が代理人を設ける場合には、主任代理人と、主任代理人に代わることができるバックアップ代理人(back-up counsel)とを選任する必要があり、USPTO に登録された弁護士しか主任代理人になれないとされている。したがって、USPTO に登録されていない弁護士は、バックアップ代理人としての参加の許可を受けることしか認められていない。

USPTO は、PTAB での審理への参加機会を拡大させるべく、2022 年 10 月に、現行規則に関する意見募集を行っていた 2 。

今般公表された規則改正案の概要は、以下のとおりである。

- ▶ USPTO に登録されていない弁護士であっても、PTAB が許可する場合には、 主任代理人としての参加が認められる。
- ▶ 当事者は、代理人を 2 名雇う資金が欠如しているといった正当な理由を 示すことにより、バックアップ代理人の選任を免除される。
- ▶ PTAB の事件において代理人としての参加を認められたことがある弁護士は、後の別事件において、簡便な手続きで代理人になることができる。
- ➤ 特定の事件において代理人としての参加が認められたことがある弁護士であっても、事後に制裁を受けたり、代理人参加申請時の説明に不正があったことが発覚したりした場合などには、PTAB に報告しなければならない。

本規則改正案について、USPTOのVidal長官は、「PTABの手続きへの参加資格に関する承認基準を拡大することで、USPTOは、強靭で信頼できる知的財産権を確実に設定・維持するというUSPTOの目標を損なうことなく、イノベーションエコシステムへのさらなる参加に門戸を開くこととなる。」と発言している。

USPTOは、5月21日まで、規則改正案に関する意見を募集している。

(以上)

¹ Expanding Opportunities To Appear Before the Patent Trial and Appeal Board

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2022/20221028.pdf